



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

特集

人材育成につながる 業務改善とは

介護人材不足が続くなか、現在在籍している職員が働きやすい職場を作り、定着率をあげていくことは重要なポイントです。ICT 機器の導入等で業務の効率化を図り残業時間を減らす、写真による手順書によりベテラン職員以外でも的確に業務を行えるようにする、リーダーの現場業務とマネジメント業務を切り分けカバー体制を構築するなど、各地でさまざまな取り組みが行われていますが、実際の事例をみながら、人材育成につながる業務改善について考えます。

地域医療介護総合確保基金による 補助の早期活用を

日本の総人口は2021年10月1日現在で1億2550万2000人と、11年連続で減少しており、15〜64歳の「生産年齢人口」は58万4000人減の7450万4000人



（総人口の59.4%）と過去最低を更新した。2040年にかけて、その傾向はさらに大きくなる予測されている。高齢化がさらに進行するなか、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、生産年齢の介護人材の確保が困難な状況は続くこととなる。介護サービスの持続可能性を高めるには、業務を効率的に進めることで職員の負担を軽

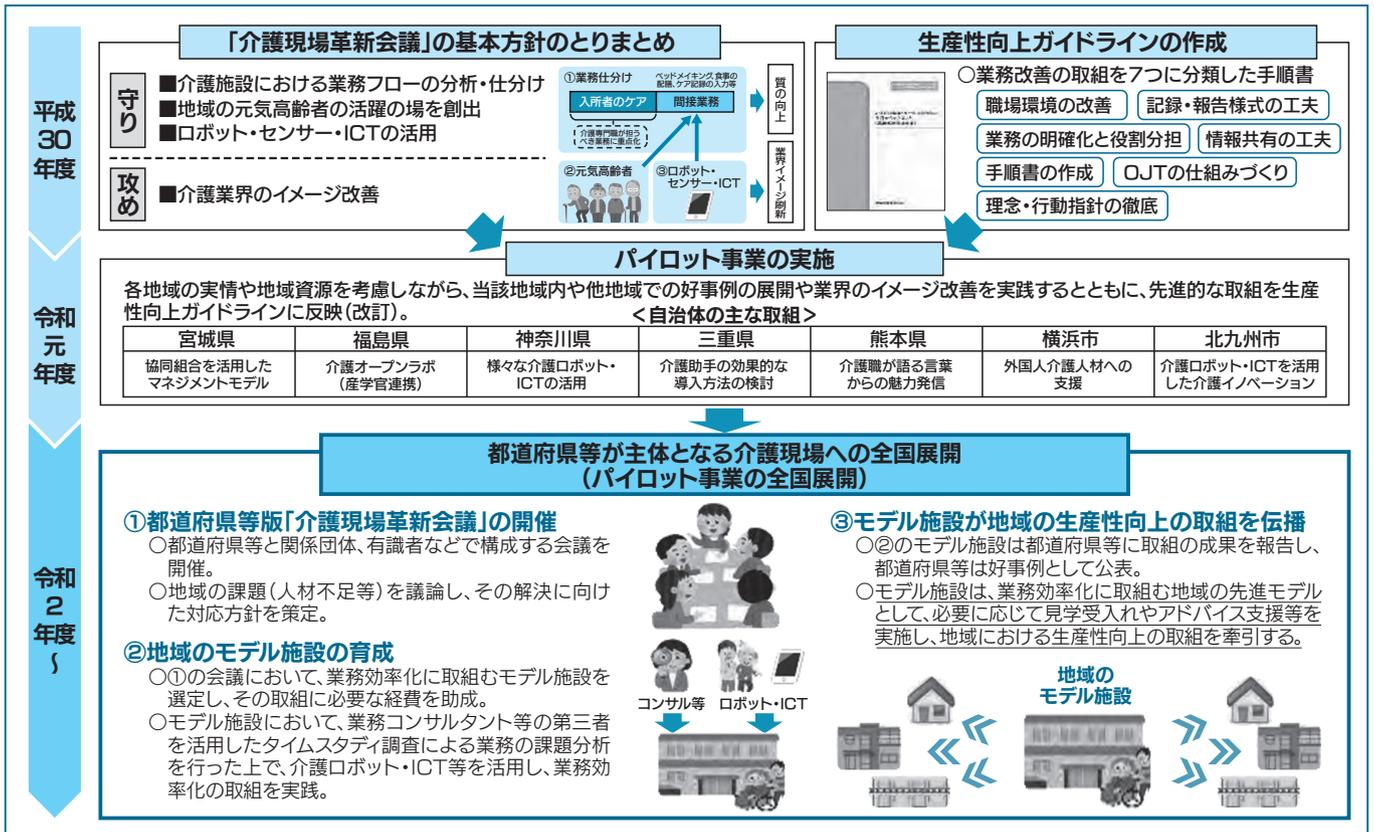
減し、介護職員の離職防止や定着促進に資する方策が必要となるが、2018（平成30）年12月から議論を開始した厚生労働省の「介護現場革新会議」では、2019（平成31）年3月のとりまとめで、①人手不足のなかでも介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材確保、を必要な施策として提示。また、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」（以下、生産性向上ガイドライン）を、3種類（施設系サービス向け、居宅系サービス向け、医療系サービス向け／平成30年度版）作成した^{※1}。

2019（令和元）年度は、介護現場革新会議の基本方針を踏まえた取り組みをモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体（宮城県、福島県、神奈川県、三重県、熊本県、横浜市、北九州市）で実施。2020（令和2）〜2021（令和3）年度には、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、パイロット事業を全国展開するための①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催、②地域のモデル施設の育成、③モデル施設が地域の生産性向上の取り組みの伝播（図表1参照）を行った。これらの取り組みに必要な経費は、地域医療介護総合確保基金を活用し、補助を行っている（図表2参照）。

2022（令和4）年度も引き続き、これらの取り組みを継続するほか、すべての都道府県で「介護現場革新会議」が開催され、これに基づく取り組みが積極的に行われるよう、

※1…3種類の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」は厚生労働省ホームページに掲載。それぞれ改訂版（種類により令和元年、2年、4年度版）も出ている <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisensei.html>

●図表1 介護現場革新の取り組みについて



内閣府規制改革推進会議 医療・介護ワーキンググループ（第4回/令和2年1月21日）資料1-2より（編集部により一部改変）

●図表2 介護ロボット導入支援事業・業務改善支援事業の令和4年度の概要 (いずれも令和3年度と同じ)

○ 介護ロボット導入支援事業

導入補助額 (1 機器あたり)	○ 移乗支援、入浴支援 上限100 万円 ○ 上記以外 上限 30 万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備	上限750 万円 (対象経費) Wi-Fi 工事、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護記録ソフト、バイタル測定が可能なウェアラブル端末等)
補助上限台数	必要台数
補助率	都道府県の裁量により以下のとおり設定 ○ 一定の要件 (※) を満たす事業所 3/4 を下限に設定 ○ 上記以外 1/2 を下限に設定 ※ 導入計画書において、目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合。

○ 介護事業所に対する業務改善支援事業

- タイムスタディ調査による業務の課題分析等を行うに当たり、コンサル等の第三者が支援するために必要な経費に対して補助を行う。
- 【補助額】 対象経費の1/2 以内 (上限30 万円)
- 都道府県での「介護現場革新会議」の開催に当たり必要と認められる経費に対して補助を行う。
 - ① 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ② 介護事業所の取組に必要な経費 (例: 業務コンサルタントに係る費用や介護ロボット・ICT 機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用 (インカム、介護記録ソフトウェア、Wi-Fi 工事等) に係る費用を含む。)
 - ③ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費
- 【補助額】 ②については (1 事業所あたり) 対象経費の1/2 以内 (上限500 万円)、①③については必要な経費

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (令和4年3月 高齢者支援課) より

厚生労働省では必要な情報を発信していく予定としている。なお、2020 (令和2) 年度以降の拡充した補助内容については、2023 (令和5) 年度から

度までの時限措置 (予定) であり、早期の活用が求められている。今号では、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの講師を務める鎌田大啓氏 (株式会社 TRAPE 代表取締役・大阪大学医学部保健学科医学系研究科招聘教員) にセミナーの様子や事業者へのアドバイスを、実際に業務改善に取り組み続けている社会福祉法人若竹大寿会 (神奈川県) に取り組むの経緯や効果等をうかがった。



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949